

業務報酬基準・工事監理小委員会（第3回）議事要旨

日 時：平成19年6月22日（金）15:30～17:30

場 所：国土交通省合同庁舎3号館4階特別会議室

出席者：久保小委員長、秋山委員、大宇根委員、岡本委員、金箱委員、北委員
平野委員、古阪委員、牧村委員、松本委員、峰政委員、村上委員

[議事要旨]

- 前回議事要旨の確認を行った。
- 2名の委員より、業務報酬基準の見直し等に関し、論点整理のためのプレゼンテーションがあった。
- 国土交通省より、業務報酬基準見直しの方向性について論点整理の説明があった。
- これらに関し委員より、以下の発言があった（プレゼンテーションにおける意見も含む）。

《業務報酬見直し全般に関して》

- ・ 安い設計監理報酬を底上げすればよいという議論ではなく、建築設計・工事監理という業務内容について国民に理解を求め、それに見合う報酬を議論すべき。
- ・ 現行の報酬基準が必ずしも分かりやすいものとなっていないことから、建築主からは標準外の業務についてほとんど報酬を認められていない実態がある。
- ・ 設備設計に関しては報酬額を業務開始時に決めずに、業務が終わった段階で初めて交渉し、下請が当然不利になっている実態がある。

《標準業務内容及び標準外業務内容の見直し》

- ・ 工事監理業務の前提となる設計図書の完成度により、業務量が大きく影響を受けることから、この点についてきちんと議論すべき。
- ・ 設備業務に関し、省エネルギー計画書の作成、CASBEEの評価等の業務が、標準的な業務となりつつある。また、コンピューターの発展によりシミュレーション業務も大幅に増大している。
- ・ 標準業務内容は契約書（の雛形）と合わせることは非常にいい。S54年当時は、建築士の業務が大変たくさんあることを示すためにプロセスを示すような表現になっているが、現時点では、むしろ契約書に合わせる方がよい。

《工事監理業務の見直し》

- ・ 工事監理の報酬はごくわずかであり、品質確保のための工事監理を行うためには、追加的作業という位置付けで費用が加算できるようにすべき。
- ・ （上記発言に対し、）建築士法の工事監理が付加的な業務になるのはおかしく、むしろ、本質

的な業務と捉える必要。

- ・ 現行の報酬基準における工事監理の中には、設計意図の具体化と品質管理という異なる機能がある。これについて整理を行わなければ、本来工事監理に支払われる報酬が、設計意図の具体化に限定され、品質管理が十分に行われないことが懸念される。
- ・ 設計については今般、専門分化した制度設計が行われているが、工事監理については行われていない。工事監理における専門分化について、小委員会で議論を行い、報酬基準に反映されるかどうか等について検討する必要がある。
- ・ S54年当時は設計者が工事監理を行っている実態を前提に標準業務を整理しているが、第三者による工事監理も増えていることを前提に見直しを行うべき。

《建物用途等の見直し》

- ・ 現行の報酬基準の建物用途類型は、工場の高性能化、住居系の高層化等に対応しきれていない。

《略算式の見直し》

- ・ 工事費により標準人日を算定する方式が現実に即さなくなっている。建物の種類と同時に面積・グレードに応じ対応できるよう工夫すべき。
- ・ 設計・工事監理それぞれの業務の段階ごと、例えば建築確認時までにとどれだけの人日を要するのかを示す方が建築主にとっても理解しやすい。
- ・ 設計行為は高度な知識・経験で情報を生産する創造的な行為。その業務量は人・日ではなく、人・時で示すべきではないか。
- ・ 専門分化に対応して、構造、設備のみならず、意匠、統括といった役割についても、業務量を区分できないか検討してほしい。

《その他》

- ・ 近年、改修工事が増加しており、これの設計・工事監理の業務内容を調査し、業務報酬が適正になるよう検討する必要。
- ・ 建築士事務所の賠償責任保険は、アメリカでも破綻事例があるなど、様々な問題を抱えており、団体等でよく調査する必要。